



パーキングパーミット制度について

平成29年3月15日
佐賀県健康福祉部福祉課

制度導入の背景

利用者

障害のない人が身障者用駐車場に車を停めているため、
そのスペースに駐車できずに困っている

施設側

せっかく困っている人のためにつくったスペースなのに、
そうでない人が使っていて非常に残念

障害のある人たちのために
駐車スペースを確保しておく
ための統一ルールが欲しい

困っている人たちをみんなが
支え合って、誰もが安心して
暮らせるまちづくりが必要

利用証交付と施設管理者の協力により
本当に必要な人がいつでも気軽に利用できるように

佐賀県パーキングパーミット制度開始（平成18年7月29日）

<佐賀県パーキングパーミット推進要綱>



制度概要

1

申請

窓口

- ・ 県庁
- ・ 保健福祉事務所
- ・ 市町

2

交付

即日交付

電子申請、郵送も可

3

駐車

警察の「駐車禁止
除外指定者標章」
とは別

対象者

- 身体に障害がある方で歩行が困難な方
(駐車禁止除外指定者標章の対象者を準用)
- 高齢者で歩行困難な方(要介護1以上)
- 難病等で歩行困難な方(特定疾患医療受給者証交付対象者)
- 知的障害がある方で歩行が困難な方(療育手帳の等級がAの方)
- 一時的に歩行困難な方(けが人、妊産婦)



制度概要

身障者用駐車場利用証

【有効期間:5年間】

【有効期間:1年未満】



利用証大きさ 27 cm × 14.5 cm

身障者用駐車場看板



身障者用 駐車場
Parking Permit



この身障者用駐車場は、身障者用
駐車場利用証（パーキングパーミ
ット）を、お持ちの方が利用できます。

施設管理者名



A2又は
A3のステッカー配布

制度概要

利用できる駐車場：県と協定書を締結した施設の身障者用駐車場

県

県と施設が
共同で行う
制度

施設管理者の協力

- ・利用証の発行
- ・広報・周知
- ・普及・啓発・検証



- ・統一の案内表示設置
- ・対象外駐車に対する指導
（口頭、注意喚起文書貼付）
- ・広報・周知
- ・駐車スペースの確保





制度概要

注意喚起文書

駐車場を利用される方へ

このスペースは、現在有効なパーキングパーミット
(身障者用駐車場利用証)をお持ちの方が利用できます。

ルームミラーなどに吊り下げて、外からわかりやすいように提示してください。
お持ちでない方で、身体障害者や高齢、難病、知的障害により歩行が困難な方、
妊産婦、けがにより一時的に歩行が困難な方には、県庁及び県の保健福祉事務所、
市町 で発行しますので、お手数ですが、最寄りの窓口で申請をして
いただきますよう、よろしくお願いいたします。

詳しくは下記問い合わせ先におたずねください。

問い合わせ先/
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
佐賀県健康福祉 部 福祉課
地域福祉 担当
TEL 0952-25-7053





制度概要

利用形態



看板



利用証

駐車場幅 3.5m以上

制度の評価

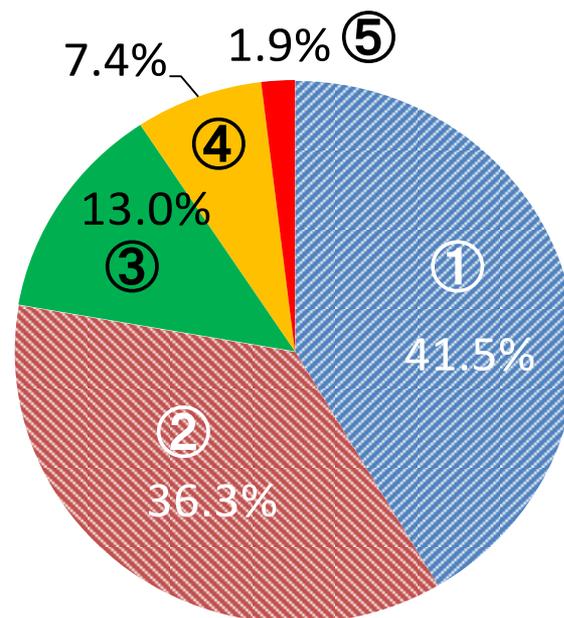
利用者アンケート結果（平成25年・佐賀県内）

Q

制度開始以前と比べて、身障者用駐車場の利用について

571人中

- ① かなりとめやすくなった 237人
- ② 少しとめやすくなった 207人
- ③ 変わらない 74人
- ④ 少しとめにくくなった 42人
- ⑤ かなりとめにくくなった 11人



約8割が止めやすくなったと回答

制度の評価

喜びの声

利用者

車いすユーザー

関係ない車が停まっていた、大変困っていた。
利用しやすくなって嬉しい。

内部障害者

外見上健康に見え、周りから冷たい視線
を感じていたが、安心して駐車できる。

妊産婦

体調が悪くても、病気ではないからと
遠慮していた。気がねなく止められる。

身体障害者

大切な身障者手帳をダッシュボードに置く
ことに抵抗があった。利用証なら安心。

協力施設

- 苦情で1番多いのが身障者用駐車場であったが、
県に協力していますということで不適正駐車に対する指導がしやすくなった。
- 利用証は遠くからでも見えるので、管理がしやすい。



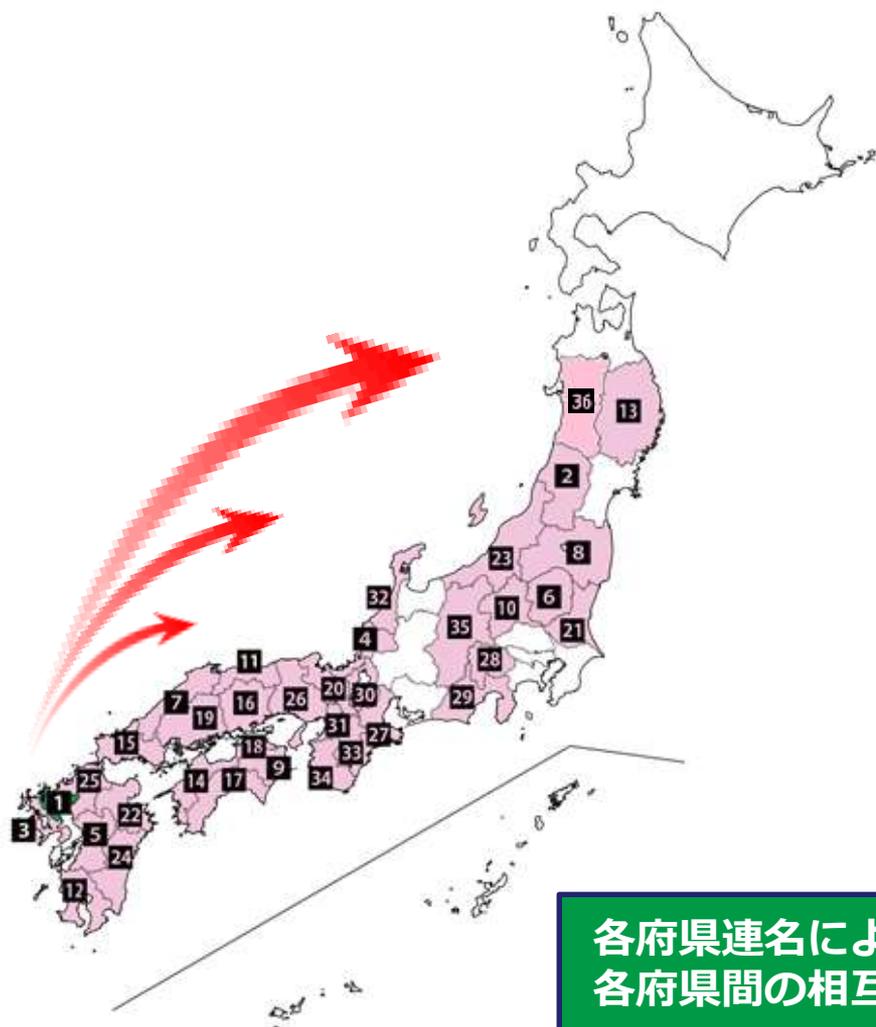
制度の広がり（県内）



※「発行件数」は、新規の延べ発行件数



制度の広がり（全国）



制度導入36府県（年度別）

- H18 佐賀県
- H19 山形県 福井県 長崎県 熊本県
- H20 栃木県 島根県
- H21 福島県 群馬県 鳥取県 徳島県
鹿児島県
- H22 岩手県 岡山県 山口県 愛媛県
高知県
- H23 茨城県 新潟県 京都府 広島県
香川県 福岡県 大分県 宮崎県
- H24 静岡県 山梨県 三重県 兵庫県
- H25 滋賀県 大阪府
- H27 石川県 奈良県 和歌山県
- H28 秋田県 長野県

各府県連名による相互利用協定書を交わし、
各府県間の相互利用を実施（平成24年4月1日より）

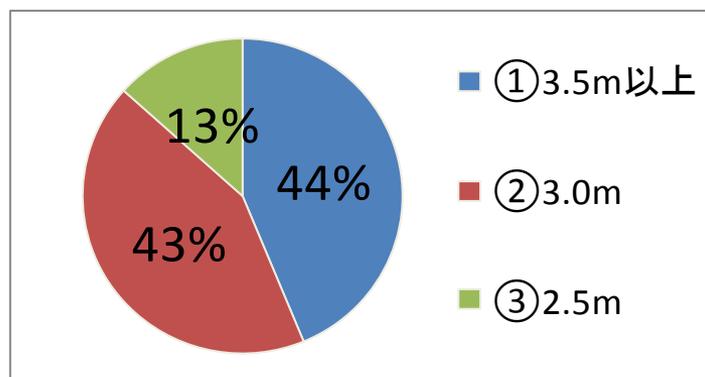
制度の改善（プラスワン）

- パーキングパーミットの利用者が全体的に増え、
身障者用駐車場に駐車できないことが多くなった（車いすユーザーの意見）
- 施設の身障者用駐車場の台数を早急に増やすのは困難
（白線の引き直し等によるコスト増、駐車スペースの枠数の減少）



駐車に必要な幅は何m？

利用者アンケート



半分以上の利用者は
一般駐車場が使える

課題解決のためのアイデア

平成21年度 開始

既存の一般駐車場を制度対象スペースへ
（パーキングパーミットプラスワン）



制度の改善（プラスワン）

パーキングパーミット「プラスワン」スペース

車いすユーザー以外の歩行困難者のために、
施設出入口近くの一般駐車場（2.5～2.7m程度）を確保 → 「プラスワン」スペース



一般駐車場（2.5m～2.7m程度）



路面表示マークサイズ

1200mm×750mm

*このマークには車いすマークがありません

駐車スペース増加数 **687台**



制度の課題

制度開始前と比べ、身障者用駐車場を利用しやすくなったと評価をいただいているが、

- ・ **利用証の掲示のない駐車（不適正駐車）がなくなる**
- ・ **制度がまだ全国へ広がっていない**
(制度導入済自治体は36府県だが、総人口に占める割合は約55%)

という2つの課題がある。

制度の課題

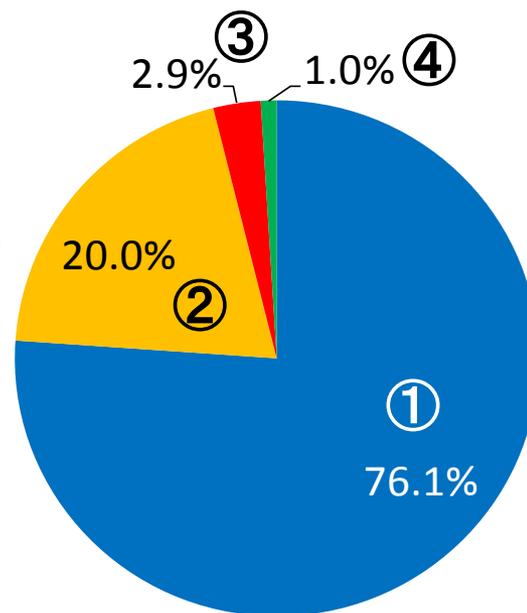
利用者アンケート結果（平成25年・佐賀県内）

Q

パーキングパーミット制度対象スペースに停められない原因は何ですか。

205人中

- ① 利用証の掲示のない車の駐車が多い 156人
- ② 駐車スペースが少ない 41人
- ③ パーキングパーミット制度に協力している協力施設が少ない 6人
- ④ わからない 2人



停められない原因の約8割が不適正駐車

制度の課題

身障者用駐車場利用実態調査（平成26年）

- 調査実施施設 佐賀県内大規模ショッピングセンター
- 調査方法 身障者用駐車場を監視（土曜日1日間）

①利用者の利用証の提示

種別	件数	割合
A グリーン	65	44.2%
B オレンジ	24	16.3%
C 駐禁除外証	1	0.7%
D 身障手帳	3	2.0%
E その他(施設発行許可書)	1	0.7%
F 提示なし	51	34.7%
H 不明	2	1.4%
合計	147	100.0%

②利用証提示無し(①-F)の歩行状態

状態	件数	割合
A 車いす	2	3.9%
B 杖	0	0.0%
C 高齢者(杖等必要)	4	7.8%
D 妊産婦	3	5.9%
E けが人	0	0.0%
F A~E以外で歩行が困難	1	2.0%
G 歩行困難に見えない	41	80.4%
H 不明	0	0.0%
合計	51	100.0%



課題への対応

全国パーキングパーミット制度推進協議会

設立

平成27年5月1日

目的

制度の趣旨に賛同する地方公共団体が結束し、当制度を推進する

事業内容

- ・地方公共団体での利用証相互利用の促進
- ・制度の普及・啓発
- ・全国的な制度化に向けた取組

課題への対応

全国パーキングパーミット制度推進協議会

会長・副会長

会長県	佐賀県
副会長県	京都府

構成員

本制度の趣旨に賛同する地方公共団体(36府県1市)

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、埼玉県川口市



課題への対応

全国パーキングパーミット制度推進協議会

第1回協議会（H27.10）

- 協議会から国への政策提案書提出について、佐賀県より提案

第2回協議会（H28.11）

- 国への政策提案書提出について、最終確認
- 教科書出版社への提案について、佐賀県より提案（⇒承認）



提案書提出（別紙参照）



国による制度化の要望

理由

- ① 当制度への期待は高いが、制度がまだ全国に広がっておらず、導入している自治体でもいまだに不適正駐車がなくなる
- ② 海外の多くの国で、当制度が国（州）の制度として実施されている
- ③ 2020年東京オリパラで海外から多くの障害者が来日するのを見据え、受入の基盤を整備しておく必要がある

各導入府県で対象範囲に若干の違いがあることから、地域の実情を踏まえて、国による制度化を要望したい。

パーキングパーミット制度の法制化に関する政策提案書

提出先 内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省

公共的施設の身障者用駐車場について、共通の利用証を発行することで利用できる方を明らかにし、本当に必要な方(歩行が困難な方)のために駐車スペースを確保する「パーキングパーミット」制度を国において制度化していただきたく、下記のとおり提案いたします。

【提案事項】

全国36府県2市で導入されている「パーキングパーミット」制度について、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、各自治体の実施状況も十分考慮し、国における制度化をお願いします。

具体的には、制度の概念など根幹については法で直接規定し、利用証交付基準等の運用の細目については、都道府県が地域の実情に応じ定めることができるようにしていただくようお願いします。

【提案理由】

パーキングパーミット制度を自治体独自の取組として、平成18年7月に佐賀県で開始し、その後、多くの自治体で導入され、連携・協力の下、利用証の相互利用も実現しています。

今後とも各自治体の実情に応じた創意工夫や連携・協力は継続していきますが、そもそも身障者用駐車場の不適正利用問題は全国共通の問題です。そのため、国による制度化により、都道府県のほか国においても広報周知を図り、駐車スペースの不適正利用を減らす必要があります。

世界各国ではすでに法制化(※)が進んでおり、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは世界中から多くの障害のある方々が来訪されますので、各自治体の実施状況も十分考慮し、制度化に向けて、国による条件整備を提案します。

【全国の現状と課題】

平成28年11月1日現在で、パーキングパーミット制度は36府県2市で実施しており、平成27年3月末時点で利用証発行者数は約67万人、協力施設数は約3万2千施設となっておりかつ制度導入自治体間の相互利用を実施しています。

平成27年5月に、本制度の普及・啓発や全国的な制度化に向けた取組等を行うために全国パーキングパーミット制度推進協議会を設置し、自治体においても引き続き連携しながら取組を進めることとしていますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国への導入を早急に進める必要があります。

一方で全国共通の課題としていまだ身障者用駐車場の不適正な利用があり、当制度の推進とともに全国規模での広報啓発も必要です。

世界各国ではすでに法制化が進んでおり、国においても、バリアフリー法などによるハード整備の促進と併せて、当制度の制度化に向け、各自治体の実施状況も十分考慮のうえ、具体的な検討を行っていただきますようお願いします。

※ 海外の制度概要については別紙のとおり

平成 年 月 日

全国パーキングパーミット制度推進協議会長

佐賀県健康福祉部長 藤原 俊之

協議会構成自治体

岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、埼玉県川口市（36府県1市）



参考資料

佐賀県の状況

利用証発行内訳

区分	延べ発行数 (新規)	利用証 所持者数(概数)	所持者 構成比
身障者	21,867	16,500	79 %
高齢者	2,240	1,700	8 %
難病患者	972	600	3 %
知的障害者	448	400	2 %
妊産婦	13,836	1,300	6 %
けが人	2,420	400	2 %
計	41,783	20,900	100 %

協力施設内訳

区分	施設数
民間施設	1,254
商業・飲食施設	623
宿泊施設等	31
金融機関	56
医療・福祉施設	341
その他	203
市町施設	367
国有施設	27
県有施設	148
計	1,796

各府県市の利用証発行数及び協力施設数

自治体名	新規発行数	協力施設数
岩手県	8,744	466
山形県	23,636	633
福島県	6,667	1,136
茨城県	60,871	—
栃木県	7,202	662
群馬県	54,038	806
新潟県	40,098	758
石川県	1,498	274
福井県	10,354	846
静岡県	23,207	1,628
山梨県	14,331	411
三重県	36,586	2,028
滋賀県	3,809	222
京都府	8,598	1,241
大阪府	3,921	521
兵庫県	11,603	4,231
奈良県	642	354
和歌山県	2,121	330

自治体名	新規発行数	協力施設数
鳥取県	9,934	692
島根県	6,905	291
岡山県	28,513	980
広島県	54,319	1,472
山口県	37,540	1,072
徳島県	8,991	526
香川県	1,144	758
愛媛県	23,614	768
高知県	10,317	1,196
福岡県	67,945	2,599
佐賀県	41,783	1,796
長崎県	19,770	721
熊本県	37,324	2,032
大分県	13,333	682
宮崎県	4,033	1,119
鹿児島県	30,969	1,793
埼玉県川口市	3,895	136
埼玉県久喜市	1,551	82
合計	719,806	35,262

当県把握分(H28.3.31現在)



導入府県の対象範囲

対象区分		導入府県数	最も狭い	最も広い	
身 体 障 害 者	視覚障害	36	4級の1以上	4級以上	
	聴覚	聴覚障害	19	—	3級以上
		平衡機能障害	36	3級以上	5級以上
	肢 体 不 自 由	上肢	36	2級の2以上	4級以上
		下肢	36	4級以上	6級以上
		体幹	36	3級以上	5級以上
	脳原	上肢機能	36	2級以上	4級以上
		移動機能	36	3級以上	6級以上
	内部障害	36	3級以上	4級以上	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	36	3級以上	4級以上	
高齢者	36	要介護2以上	要支援1以上		
難病患者	36	特定疾患医療受給者	「特定疾患医療」 「特定医療費(指定難病)」 「小児慢性特定疾患医療」 受給者		
知的障害者	36	療育手帳「A」、「A1、A2,又はA」等 (自治体によって療育手帳の区分け方法が異なる)			
精神障害者	31	1級	2級以上		
発達障害者	1	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた者			
妊産婦	36	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月	母子手帳取得時～産後2年		
けが人	36	「けが等により歩行が困難な者」、 「車いす、杖等使用者」等			

海外のパーキングパーミット制度

調査概要

海外のパーキングパーミット制度について、平成27年7月に一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）に調査を依頼
⇒平成27年9月に回答

○調査対象国

- ・アメリカ（ニューヨーク州、ハワイ州）
- ・イギリス
- ・フランス
- ・シンガポール
- ・オーストラリア
- ・韓国

各地域の制度（名称等）

	制度の名称 (許可証の名称)	導入時期	所管部署
ニューヨーク州	パーキング・パーミット制度	不明	州陸運省
ハワイ州	パーキング・パーミット制度	1984年	州保健省
イギリス	ブルー・バッジ制度	1971年	運輸省(法律制定) 各地方自治体(制度運用)
フランス	障害者のための欧州駐車カード	2000年	県障害者センター等
シンガポール	CAR PARK LABEL	1980年代	社会・家族開発省等
オーストラリア	Mobility Parking Scheme	2010年	州政府機関
韓国	障害者自動車標識	1993年	保健福祉部（国）

各地域の制度（対象範囲）

	交付対象範囲
ニューヨーク州	<p>以下のいずれかの要件を満たす障害者</p> <ul style="list-style-type: none">① 片足又は両足が不自由または使えないこと② 筋肉神経の障害により動作能力に著しい制限があること③ 上記に掲げるもののほか、身体又は精神に障害があること（医師の診断がある場合に限る）④ 盲目であること
ハワイ州	<p>以下のいずれかの要件を満たす障害者</p> <ul style="list-style-type: none">① 関節炎、神経疾患、整形外科的疾患、腎疾患、血管性疾患、腫瘍性疾患により200フィート(約61メートル)を休みなしで歩行できないこと② 足を補強する金具、杖、松葉づえ、他者の補助、義足、車椅子及びその他補助器具の使用や支援なしで歩行できないこと③ 肺疾患により1秒間の呼吸量が1リットル未満、若しくは動脈血酸素分圧が安静時・室温で60mm/hg未満であること④ 携帯酸素の使用が必要なこと⑤ 心臓の機能障害が全米心臓協会の基準で重篤(ランク3若しくはランク4)と分類されること

イギリス

- ① 3歳以上で以下のいずれかを満たしている者
 - ・ 障害者生活支援手当の移動に係る支援の等級が上級の者
 - ・ 国営医療サービスから特別に補助を受けている者
 - ・ 視覚障害者として登録されている者
 - ・ 軍人その他の負傷者を対象とした補償制度で移動に係る補助を受ける者
 - ・ 英軍補償制度の1級から8級の給付を受けていて、歩行困難者として英国保健省によって認定されている者
 - ・ 両手に障害がある者やパーキングメーターの操作が困難な者
 - ・ 歩行不能または歩行が著しく困難なほどの永久的または重度の障害を有している者
- ② 3歳未満で、以下のいずれかを満たしている者
 - ・ 大きな医療器具の携行が常時必要な者
 - ・ 治療場所として自動車常時近くにあることが必要な者

フランス

徒歩での移動に、重大かつ恒常的な支障がある障害者、又は、神経や精神に支障があり、移動に第三者の補助が必要な障害者が対象となり、少なくとも以下の基準の1つを満たす必要がある。

- ① 200mを超えて歩行できない
- ② 外出時に、人の補助や道具（一種の乗り物や杖、上肢の人口装具）を必要とする
- ③ 下肢において人口装具を有する
- ④ 外出時に、酸素供給装置を必要とする
- ⑤ 常に車椅子を必要とする

シンガポール

CLASS 1

対象者：広い場所で乗り降りする必要がある障害者

要件：①運転手であること

②シンガポールの登録医師から介護機器(車椅子、歩行器、義足)を使用する必要がある者として認められていること

③介護機器を使うことから広い駐車場でしか乗り降りできない者であること

CLASS 2

対象者：障害者が乗り降りするために安全な場所まで障害者をエスコートする介護者

要件：①乗客であること又は常用的に障害者を送迎する車を登録している福祉ボランティア機関であること

②シンガポールの登録医師から介護機器(車椅子、歩行器、義足)を使用する必要がある者として認められていること

③介護機器を使うことから広い駐車場でしか乗り降りできない者であること

オーストラリア

一時的もしくは恒久的に障害などで歩けない方、100m歩いた場合、障害を著しく悪化させてしまう方、車椅子などが必要な方など。

なお、下半身不随、脳性小児まひ、失明などの方は恒久的な障害として許可証が発行される。

韓国

以下の場合に該当する**車両について**発給する。

- ア. 障害者本人又は障害者と世帯別住民登録票上一緒に記載されており、同居する直系の尊・卑属や配偶者、兄弟姉妹、直系卑属の配偶者、兄弟姉妹の配偶者及び子供名義で登録して主に障害者が使う自動車1台
- イ. 国内居所申告をした在外同胞や外国人登録をした外国人の名義で登録した自動車1台(別紙書式による歩行上障害があるという所管専門医の診断がある場合に限る)
- ウ. 障害者福祉事業に使われる自動車と障害者コールタクシー
- エ. 自動車レンタル事業者または施設レンタル業者から障害者本人名義で1年以上賃貸した車両を障害者本人名義で登録した自動車1台
- オ. 老人医療福祉施設の名義で登録され老人福祉事業に使う自動車

各地域の制度（罰則等）

	違法駐車に対する罰則（罰金額）
ニューヨーク州	①利用証の不正使用：約3万円以上 12万円以下の罰金 ②一定規模の施設が障害者専用駐車場を設けない場合：約3万円以下の罰金 ③違法駐車：約6千円以上 1万8千円以下の罰金（追徴金可） （ニューヨーク州法：車両及び道路交通法）
ハワイ州	①利用証の不正使用：約3万円以上6万円以下の罰金及び利用証の没収 ②障害者専用駐車場での違法駐車：約6万円以下の罰金 （ハワイ州修正法）
イギリス	約18万5千円以下（1984年道路交通規則に規定）
フランス	約1万8千円（交通法典）
シンガポール	約3万4千円以下 (Parking Places Act、Parking Places Rules、Parks and Trees Regulations)
オーストラリア	約4万5千円及び1点減点（道路規則、地方自治体法）
韓国	約2万円以下（障害者・老人・妊産婦等の便宜増進保障に関する法律）

※ 1ドル=120円、1ポンド=185円、1ユーロ=135円、1シンガポールドル=85円、1豪ドル=85円、1ウォン=0.1円 で計算

各地域の制度（取締り）

	違法駐車取締り
ニューヨーク州	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官等 ・自治体により設置されたボランティア監視員(違法駐車証拠を当局に提供)
ハワイ州	警察官等
イギリス	警察官、交通監視員
フランス	国家警察、国家憲兵隊、市警察
シンガポール	駐車監視員
オーストラリア	警察官、レンジャー（自治体の駐車場監視員）等 （民間経営の駐車場は対象外）
韓国	<p>①運転者が現場にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者に口頭又は警告状を貼付するなどして違反事実を告知し、移動させる ・万一これを履行しない場合「過怠料賦課対象者同乗標識」を作成・交付 <p>②運転者が現場にいない場合</p> <p>「過怠金賦課対象者同乗標識」を作成し違反車両に貼付後、取締案件ごとに車籍照会をして所有者の氏名および住所を確認</p> <p>③市民などが申告した場合(写真、動画、CCTVなど含む)</p> <p>市民による申告時、駐車違反行為に対する確認手順を経た後、違反行為が明白な場合には過怠料賦課手続を進める。</p>

各地域の制度（他国発行許可証の使用）

	他国発行許可証の使用
ニューヨーク州	ニューヨーク州法の規定に従う限り有効
ハワイ州	有効な許可証である限り全て承認される
イギリス	<ul style="list-style-type: none">・ EU加盟国については可・ EU加盟国以外については警察及び地方自治体において個別に判断する
フランス	EUの27加盟国で使用可能
シンガポール	不可
オーストラリア	可能
韓国	不可

各国の許可証

ニューヨーク



フランス



ハワイ



イギリス



韓国



オーストラリア

